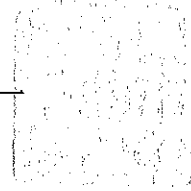


千曲市告示第41号

千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月25日

千曲市長 小川 修 一



千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成26年千曲市告示第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「耐震改修工事」の次に「又は除却工事」を加える。

第2条中第6号中「補強工事」の次に「又は除却工事」を加え、同条に次の1号を加える。

(11) 除却工事 耐震診断の結果に基づき実施する解体工事をいう。

第3条第1項第2号中「住宅耐震改修事業」を「住宅耐震改修工事」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 既存木造住宅又はその他の住宅の除却工事をする一戸建ての所有者で、補助金の交付の申請を行う日の属する年の前年の収入金額又は所得金額が別表に規定する額以下のもの

第4条第1項の表中

住宅耐震改修事業	次に掲げる耐震改修工事に要する費用。ただし、賃貸住宅の耐震改修工事を除く。 (1) 既存木造住宅 市が耐震診断士を派遣して実施した精密耐震診断の総合評点が1.0未満の既存木造住宅について行う耐震改修工事であって、工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を超えるもの（評価委員会において、これと同等の耐震性能が向上する工事と認められた工事を含む。） (2) その他の住宅 耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定を受けられることができる工事	次に掲げる額の合計額 (1) 対象経費の5分の4以内の額。ただし、一戸当たり1,000,000円を限度とする。 (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の
----------	---	--

		額（以下「特別控除の額」という。）
--	--	-------------------

」を

住宅耐震改修等事業	<p>次に掲げる耐震改修工事に要する費用。ただし、賃貸住宅の耐震改修工事を除く。</p> <p>(1) 既存木造住宅 市が耐震診断士を派遣して実施した精密耐震診断の総合評点が1.0未満の既存木造住宅について行う耐震改修工事であって、工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を超えるもの（評価委員会において、これと同等の耐震性能が向上する工事と認められた工事を含む。）</p> <p>(2) その他の住宅 耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定を受けられる工事</p> <p>(3) 既存木造住宅又はその他の住宅のうち、一戸建てについて市が耐震診断士を派遣して実施した精密耐震診断又は耐震診断事業により実施した耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅（既存木造住宅については総合評点が1.0未満のものに限る。）について行う除却工事</p>	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 耐震改修工事の対象経費の5分の4以内の額。ただし、1戸当たり1,000,000円を限度とする。</p> <p>(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額（以下「特別控除の額」という。）</p> <p>(3) 除却工事の対象経費の2分の1以内の額。ただし、1戸当たり838,000円を限度とする。</p>
-----------	--	--

」に

改め、同条第3項中「住宅耐震改修」を「住宅耐震改修等」に改める。

第5条第1項第3号中「住宅耐震改修」を「住宅耐震改修等」に改め、同号ア、ウ、オ及びク中「耐震改修工事」の次に「・除却工事」を加える。

第8条第1項第1号中「受注者の発行した」を削り、同項第2号中「住宅耐震改修」を「住宅耐震改修等」に改め、同号ア中「耐震改修工事」の次に「・除却工事」を加え、「受注者の発行した」を削り、同号オ中「エまで」を「オまで」に改め、同号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 除却工事施工者の建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する建設業許可証又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に規定する登録済であることが証明できる書類の写し

第11条第1項中「住宅耐震改修」を「住宅耐震改修等」に改め、「当該耐震改修工事」の次に「又は除却工事」を加え、同条第2項中「当該耐震改修工事」の次に「又は除却工事」を加える。

第12条に次の1号を加える。

(5) 当人及び同一世帯の全ての者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)及び千曲市暴力団排除条例(平成24年千曲市条例第41号)に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者

様式第2号中

「

千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付申請書  
(住宅耐震改修事業)

」を

「

千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付申請書  
(住宅耐震改修等事業)

」に、

「

年度において、住宅耐震改修事業を下記のとおり実施したいので、

下記のとおり補助金の交付を申請します。

」を

「

年度において、・住宅耐震改修工事・除却工事 を下記のとおり実施したいので、下記のとおり補助金の交付を申請します。

」に、

「

②×4/5 又は 1,000,000 円の少ない額 ③(千円未満切捨て)	円
--------------------------------------	---

」を

「

②×4/5 又は 1,000,000 円の少ない額	円
③×1/2 又は 838,000 円の少ない額	

」に、

「

- (4) 耐震改修工事計画書
- (5) 耐震改修工事の設計図面
- (6) 耐震改修工事前の精密耐震診断結果書報告書
- (7) 耐震改修工事後の精密耐震診断結果計算書
- (8) 耐震改修工事の見積書の写し (積算内訳が分かるもの)
- (9) 評価委員会が耐震補強工事の性能を評価した認定書(既存木造住宅の耐震補強工事について評価委員会の認定を受けた場合)
- (10) 耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となることが確認できる書類(その他の住宅の耐震改修工事の場合)
- (11) 耐震改修工事の対象となる住宅の現況を表す位置図、配置図、各階平面図 (床面積が分かるもの)、外観写真等

」を

「

- (4) 耐震改修工事・除却工事計画書
- (5) 耐震改修工事の設計図面

- (6) 耐震改修工事・除却工事前の精密耐震診断結果書報告書
- (7) 耐震改修工事後の精密耐震診断結果計算書
- (8) 耐震改修工事・除却工事の見積書の写し（積算内訳が分かるもの）
- (9) 評価委員会が耐震補強工事の性能を評価した認定書（既存木造住宅の耐震補強工事について評価委員会の認定を受けた場合）
- (10) 耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となることが確認できる書類（その他の住宅の耐震改修工事の場合）
- (11) 耐震改修工事・除却工事の対象となる住宅の現況を表す位置図、配置図、各階平面図（床面積が分かるもの）、外観写真等

」に、

耐震改修工事計画書

年 月 日

」を

耐震改修工事・除却工事計画書

年 月 日

」に、

3 耐震改修工事の概要

」を

3 耐震改修工事の概要

対象工事種別（いずれかに○） 耐震改修工事 / 除却工事

」に、

改修工事  
施工者

改修工事  
(除却工事)  
施工者

」を 」に改める。

様式第3号中

「

1 補助事業の種類 耐震診断事業 ・ 住宅耐震改修事業

」を

「

1 補助事業の種類 耐震診断事業 ・ 住宅耐震改修等事業

」に

改める。

様式第4号中

「

1 補助事業の種類 耐震診断事業 ・ 住宅耐震改修事業

」を

「

1 補助事業の種類 耐震診断事業 ・ 住宅耐震改修等事業

」に、

「

住宅耐震改修事業

総工事費 ①	( 円) 円
--------	-----------

補助対象経費事業費 ② (耐震補強に要する工事費)	( 円) 円
---------------------------	-----------

②×4/5又は1,000,000円の少ない額 ③(千円未満切捨て)	( 円) 円
-----------------------------------	-----------

」を

住宅耐震改修等事業

総工事費 ①	( 円) 円
補助対象経費事業費 ② (耐震補強に要する工事費)	( 円) 円
②×4/5又は1,000,000円の少ない額	( 円)
③×1/2又は838,000円の少ない額	円

」に

改める。

様式第5号から様式第7号中

「

- 1 補助事業の種類 耐震診断事業 ・ 住宅耐震改修事業

」を

「

- 1 補助事業の種類 耐震診断事業 ・ 住宅耐震改修等事業

」に

改める。

様式第8号中

「

- 1 補助事業の種類 耐震診断事業 ・ 住宅耐震改修事業

」を

「

- 1 補助事業の種類 耐震診断事業 ・ 住宅耐震改修等事業

」に、

「

(2) 住宅耐震改修事業の場合

- ア 耐震改修工事の受注者との工事請負契約書及び受注者の発行した領収書の写し



- イ 耐震改修工事の施工箇所、補強の内容等を明記した図面
- ウ 各施工箇所における工事内容ごとの施工前、施工中及び施工後の写真
- エ 設計どおりに施工されたことを確認する建築士の適合確認書
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

」を

「

(2) 住宅耐震改修等事業の場合

- ア 耐震改修工事・除却工事の受注者との工事請負契約書及び受注者の発行した領収書の写し
- イ 耐震改修工事の施工箇所、補強の内容等を明記した図面
- ウ 各施工箇所における工事内容ごとの施工前、施工中及び施工後の写真
- エ 設計どおりに施工されたことを確認する建築士の適合確認書
- オ 除却施工業者の建設業許可証又は建設リサイクル法において登録済みであることを証明する書類等の写し
- カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

」に

改める。

様式第9号及び第10号中

「

- 1 補助事業の種類 耐震診断事業 ・ 住宅耐震改修事業

」を

「

- 1 補助事業の種類 耐震診断事業 ・ 住宅耐震改修等事業

」に

改める。

様式第11号中

「

住宅耐震改修事業

」を

住宅耐震改修等事業

」に、

※ 住宅耐震改修事業の場合に記入すること。

」を

※ 住宅耐震改修等事業の場合に記入すること。

」に改める。

様式第12号中

1 補助事業の種類 耐震診断事業 ・ 住宅耐震改修事業

」を

1 補助事業の種類 耐震診断事業 ・ 住宅耐震改修等事業

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(補助額の適用の特例)

2 第4条第1項に規定する補助金の補助率等については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り、同項の表住宅耐震改修等事業の項中「838,000円」とあるのは「1,000,000円」とする。